

大和市監査委員告示第2号

令和3年12月27日付け大和市監査委員告示第28号をもって公表した街づくり施設部に対する監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年1月31日

大和市監査委員 佐藤光徳

大和市監査委員 青木正始

監査の結果	措置の内容
<p>(街づくり計画課) 収入調定に関する事務において、 交付決定通知書に基づく調定がなされて いないものがあった。</p>	<p>(街づくり計画課) 令和3年12月20日付で調定 を行いました。 再発防止のため、部内関係課と今 回の監査結果を共有し、補助金シス テムを使用する事務の手順につい て、再確認を行いました。</p>